

大阪社会保障推進協議会との協議等議事録（要旨）

住吉区役所 総務課

- 1 日 時 令和 7 年 2 月 18 日（火） 午後 2 時 00 分 ～ 午後 4 時 00 分
- 2 場 所 住吉区役所 第 5 会議室
- 3 団 体 名 大阪社会保障推進協議会
- 4 協議等の趣旨 2024 年度大阪市 24 区キャラバン行動要望書についての要望
- 5 出 席 者
（団体側）
代表者 他 12 名
（本 市）
住吉区 課長 5 名、課長代理 5 名 係長 3 名 計 13 名
- 6 議 事
（1）介護保険について（項目番号 1）
団体要望概要
・第 9 期の介護保険料が改訂され大阪市は全国で最も高額になったが、区に介護保険料に関する相談や苦情がどれくらいあったのか、状況を教えてほしい。
また、住吉区の独居高齢者の比率について教えてほしい。保険料が大幅に上がったため年金が減ってしまい年金生活者には大変厳しい。
保険料段階についても、大阪市は 15 段階で、年収 1000 万円以上であれば、保険料は変わらない。他都市はもっと段階を増やしている。大阪市も同様に段階を増やし、本当に困っている人が払える保険料額にするよう本庁に対し働きかけてほしい。収入に合わせれば、低所得者の保険料は引き下げられると思う。
保険料が全国で 4 番目に高い岩手県西和賀町で先日行政ヒアリングしたところ、特養 2 か所、老健 1 か所、有料 2 か所、グループホーム 3 か所等あり、町民から不満の声がないそうである。全国一保険料の高い大阪市にはそうしたサービスがほとんどないうえに、大都市でけた外れの高額所得者も多いという、不公平さに市民は怒っている。大阪市が全国一のサービスを提供するのは難しいのだから、保険料を引き下げる手立てを何とかして講じてほしい。ぜひ現場の皆さんが声をあげてほしい。

- ・住吉区の要介護認定率は 29.4%で、24 区で 3 番目に高いので、認定率を下げようような施策を区として検討するべきである。大事なことは区民が区役所と一緒に考えるシステムがあるかどうか。そういう体制づくりをお願いしたい。
- ・住吉区の介護保険料の減免の件数はどれぐらいか。他区では更新対象者の方に、減免申請書と申請勧奨用ビラを送っているが、住吉区ではどうか。

本市説明概要

- ・保険料の改定により、区役所の窓口にも区民の方から、保険料が急に上がった、生活が大変だという声をたくさんいただいている。そうした声を従前から福祉局にも伝えているが、引き続き福祉局にこうした声を伝えていく。
- ・大阪市としても介護予防の取組を進めており、住吉区でも百歳体操の実施か所数や参加者数を増やす取組を進めており、着実に成果が上がっている。また、高齢者も生きがいをもって地域で暮らせるよう、居場所づくりなどについて地域での話し合いの取組を進めている。
- ・令和 2 年の国勢調査によると、住吉区における単身高齢者世帯の割合は 46.3%。介護保険料の減免取扱件数は 549 件。減免申請書等は、住吉区でも他区同様に送付している。

(2) 国民健康保険について（項目番号 3）

団体要望概要

- ・国民健康保険料の減免申請にかかる「収入状況申告書」の様式について、もっと簡易・簡潔なものにして、申請がしやすいものにしてほしい。他の自治体ではもっと簡単な様式にしているところもある。
- ・国民健康保険料の減免適用について、大阪市も遡及適用をしてほしい。大阪府の統一基準はあくまで大阪府の技術的助言である。法令違反ではないので従う必要はなく罰せられることはない。遡及して減免適用を行うべきである。

本市説明概要

- ・国民健康保険料の減免申請にかかる様式が、市町村によって違うことは承知している。ご意見は福祉局へ伝える。
- ・大阪市の国民健康保険は大阪府の統一基準で運営している。国民健康保険料の減免の適用についても大阪府の統一基準で運用しており、原則として申請月以降が対象となるが、特別な事情がある場合は個別に判断させていただいている。統一基準から逸脱した運用により不適切な事務として減免適用が取消しとなった場合、被保険者へ取消し額を徴収するという事態も想定され、結果として被保険者の方が不利益を被ることになるので、ご理解いただきたい。ご意見としては福祉局へ伝える。

(3) 健康診断について（項目番号4）

団体要望概要

- ・住吉区での特定健診の2024年度の実施目標を教えてください。また受診率を上げるための取組みを具体的に教えてください。
- ・大阪市の特定健診の2024年度の実施目標が28%と他の摂津市や交野市の60%、堺市の45%と比べて極端に低くなっています。目標を引き上げるように大阪市に働きかけて下さい
- ・大阪市の歯周病健診の実施率が0.43%と低く、ほとんど周知されていません。住吉区としても受診率を上げるための取組みを行って下さい。また歯周病に特化せず、歯科検診として受診しやすい制度に改めるように大阪市に働きかけて下さい。

本市説明概要

- ・令和5年度の住吉区の受診率は28.1%で、大阪市では同率3位。住吉区としても特定健診の受診率を前年度より向上することを目標としている。
 - ・住吉区では、健診・講習会の場の活用や医療機関・地域団体等との連携により、特定健診等の受診を勧奨している。
- 大阪市としても、アスマイルなど受診率向上に向けた各種取組を行っているが、ご意見については、保健担当課長会等で所管局と共有する。
- ・住吉区では、リーフレット「各種検診等のご案内」において、「歯周病検診」についても、その内容をお知らせ、周知している。
- 歯科検診の制度にかかるご意見については、所管局へ伝える。

(4) 生活保護について（項目番号5）

団体要望概要

- ・「施術同意確認書」を直ちに撤廃してください。
- 2022年5月31日に大阪市の福祉局の課長と面談し、「施術同意確認書」の運用の根拠は、医療扶助運営要綱の「適宜実施して差し支えない…（※1）」であることが明かされました。
- この全文を読めば、冒頭に「厳格に守られることが要請される」とし、あくまで現行の仕組みに沿って「生活保護における鍼灸の保険運用」が求められます。
- すなわち、「傷病届」、「はりきゅうの要否意見書」、この二点で医療券を発行することは「全国統一的事務処理（※2）」に属することです。
- 大阪市は「施術同意確認書」を法的根拠もなく要件扱いとし、この書類提出がなければ、「医療券」を発行しないという基本的運用を行っています。
- こうした運用は、「適宜実施して差し支えない」程度の「工夫」ではなく、運用方

針を口実にして、生活保護受給者に対し「法律上義務のないことをおこなわせ」ています。

公務員による職権の濫用の疑いがあり、「施術同意確認書」を直ちに撤廃して下さい。

・生活保護法第8条に基づく医療扶助運営要領別紙4の4にある、10月改定以降の「はり・きゅうの算定方法」を遵守して下さい。

・医師の同意日からの施術を認めてください。

生活保護における鍼灸受診に際し、はり・きゅうの要否意見書が必要ですが、施術開始日については「施術の必要があるため同意していることから、同意が行われた後にすみやかに開始するのが適当である」として、医師の同意日より鍼灸施術実施できることを国は示しています。

住吉区では鍼灸初診の受給者に対し、審査の承認を以って承認日からの施術実施を強要する運用が見受けられます。

これは先に示した国の方針と異なります。住吉区は医師の同意日からの施術を認めてください。

・内科医の同意も「医師の同意」として認めてください。

鍼灸の保険適用疾患（神経痛 リウマチ 腰痛症 五十肩 頸腕症候群 頸椎捻挫後遺症 その他）に対し、国は「整形外科医に限定したものではなく、現に治療を受けている医師」からの同意を求めています。

住吉区では腰痛症の病名に対し、整形外科の受診を強要する場面が見受けられます。

第1項にある「「施術同意確認書」を直ちに撤廃」に関わり、あるケースでは要否意見書の内容は認める一方、同受給者の施術同意確認書の内容に整形外科受診がないことを理由に、整形外科受診しなければ医療券発行を認めないという事例がありました。

こうした運用は先述の国の方針に反する行為であり、今後の運用に様々な懸念があります。

国の示す方針通りに、内科医の同意も「医師の同意」として認めてください。

本市説明概要

・本市として、施術同意確認書については、「必要に応じて同意医師に行う病状照会の回答書として使用することができるもの」として取り扱っている。今後も必要に応じて活用していく。

・令和6年10月1日以降の施術分については、改正後の医療扶助運営要領別紙4の4「はり・きゅう施術料金の算定方法」を適用し、適正に給付を行っている

・施術給付の事務においては、本人からの扶助申請後に記入済みの給付要否意見書が提出された場合、生活保護法及び医療扶助運営要領に基づき、制度における

整合性の確認及び囑託医審査において意見を聴取したうえで医療扶助（施術給付）の可否について、実施機関が決定を行っている。

生活保護法第 50 条第 1 項の規定により定めている「指定医療機関医療担当規定」第 3 条において、指定医療機関は、患者から医療券を提出して診療を求められたときは、その医療券が、その者について発給されたものであること及びその医療券が有効であることをたしかめた後でなければ診療してはならない。

指定施術機関においては同第 13 条にて同第 3 条を準用することになっている。よって、生活保護法及び医療扶助運営要領に基づき、被保護者に対して実施される施術において、実施機関において扶助を決定した日を有効開始日として施術券を交付する取扱いを行っている。

・施術を受ける場合、現に当該疾病について治療を受けている医師からの同意が必要であることは指摘のとおりだが、整形外科の受診を強要した事実は確認できませんでした。疑義がある場合は個別に対応するので、その都度知らせてください。

(5) 災害対策について（項目 8）

団体要望概要

- ・住吉区役所の災害時における職員の参集計画はどうなっているのか。
- ・災害時の備蓄物資（簡易トイレ、段ボールベッド、食料等）は何処にどのくらい保管されているのか。
- ・災害時に参集される職員は会計年度職員までか。派遣職員やアルバイトも含まれるのか。
- ・学校体育館への空調機の設置状況について。

本市説明概要

・区役所周辺に住んでいる緊急区本部員（区職員）が 20 名、区役所周辺に住んでいる直近参集者（他部署の本市職員）が約 90 名、合計約 110 名が 30 分以内に参集できる計画となっている

・住吉区内に[災害時避難所](#)が 37 ケ所あり、約 300 人分の物資（アルファ化米、ビスケット、保存水等）を保管している。

トイレについては、小学校には和式と様式トイレがあり、洋式トイレは汚物処理セットを使用することで簡易トイレとして活用できる。一方、和式の場合はそれが難しいため、組み立て式の簡易トイレを用意し、汚物処理セットとあわせて活用いただく。上町断層帯地震が発災した場合、住吉区での避難者は約 2 万人と想定されており、1 人あたり、1 日に 5 回トイレを利用するとして、避難者全体で 10 万回分必要とされている。住吉区では、15 万回以上利用できるトイレ物資を備えている。

- ・参集職員は、正規職員と再任用職員のみ。会計年度職員については、今のところ通常の業務への従事を考えている。
- ・空調設備については、中学校への設置は完了しており、小学校への設置を進めるため関係部署で調査等進められている。

(6) 高齢者の補聴器購入に伴う公的助成制度について（項目外）

団体要望概要

- ・認知症予防に効果のある「補聴器」購入に対する助成制度を大阪市は実施していないが、府下の他自治体は半数が実施している。大阪市も速やかに実施してほしい。

本市説明概要

- ・大阪市でも、令和 7 年度の新規事業として「難聴高齢者補聴器購入費助成事業」の実施を予定している。

(7) 年金制度について（項目外）

団体要望概要

- ・最低保障年金の創設と、年金の毎月支給が実現するように、国に対して強く要請してください。

本市説明概要

- ・公的年金制度は世代間の相互扶助精神に基づき、老後や万一の場合の健全な国民生活の維持向上を目的として、国において運営されている。大阪市としては、現行制度のもとで発生している無年金者や低額年金受給者に対する制度改善、年金受給者から毎月払いへの変更要望があることなど、「政令指定都市国保・年金主管部課長会議」を通じて国へ要望をしている。ご意見は福祉局へ伝える。

(8) 带状疱疹ワクチン接種の助成制度について（項目外）

団体要望概要

- ・带状疱疹ワクチン接種の助成制度を設けて下さい。

本市説明概要

- ・带状疱疹ワクチンは、今年度までは任意の予防接種であるが、所管局から、令和 7 年度からの带状疱疹ワクチン定期接種については、次のように情報提供を受けている。

- 定期接種化の状況については、令和 6 年 12 月 18 日の国の審議会において、带状疱疹を予防接種法の B 類疾病に位置づけ、令和 7 年 4 月 1 日から定期接種

の対象とすることや、具体的な接種プログラムの方針について了承した。本市においても、令和7年4月1日から定期接種を実施。

●定期接種の対象者は、65歳の者及び60～64歳でヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいをもつ者で、5年間の経過措置として、5歳年齢ごと（70, 75, 80, 85, 90, 95, 100歳）を対象に位置づける。

●定期接種開始時期は、令和7年4月1日からで、接種期間は通年、用いるワクチンは、生ワクチンと組換え（不活化）ワクチンである。接種の努力義務はないが、対象者へは案内が届く。

●接種場所は、本市委託医療機関で、自己負担額が発生する。

(9) 熱中症対策について（項目外）

団体要望概要

・熱中症対策として、エアコン購入・設置費を助成することと電気代の助成を実現して下さい。

本市説明概要

・エアコン購入・設置費及び電気代の助成については、区での回答は難しい。ご意見については、所管局へ伝える。

(10) 街路樹について（項目外）

団体要望概要

・大阪市は切る必要のない木まで伐採している。伐採方法も、木が枯れてしまうようなやり方で行っている。東京に比べて大阪は街路樹が少ない。夏の暑い時期は街路樹があることで涼しくなっているが、伐採によって木陰がなくなり気温が上昇していると感じる。街路樹はできる限り残すべきである。また、街路樹の伐採に関する説明会は地域の役員を対象に関係局が行っているが、全市的な問題であるため、区が責任をもって説明会をするべきである。今後検討してほしい。

本市説明概要

・建設局より地域活動協議会の会長会にて、最近の地球温暖化による台風の巨大化が原因で、街路樹が倒れる事故が多発していることから、古くなった樹木等を伐採し、代わりに高さがあまり高くない木を植え替える作業を進めていると説明が行われている。その情報は地域の運営委員会や班回覧を通じて広めているが、すべての区民に情報が行き渡るよう、区から建設局へ働きかけていく。

(11) 交通問題について（項目外）

団体要望概要

・交通の便が悪い地域に住んでいる高齢者にとって、バス停が近くにいることは移動の大きな障害である。区役所は地域の実態を最もよく理解している窓口であるため、区民がどこに不便を感じているかという声をしっかり聞き取り、改善に向け関係部署へ積極的に働きかけてほしい。（意見のみ）